

2019年度 喀痰吸引等研修(第一号・第二号研修)  
受講者募集要項 (静岡県開催)

- 1 目的 特別養護老人ホームや障がい者支援施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等を養成する。
- 2 対象 介護保険施設や障がい者(児)支援施設等で勤務する介護職員等(介護福祉士を含む)
- 3 研修内容 不特定の対象者に対する喀痰吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)及び経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻)に関する研修  
講義50時間+演習+筆記試験+実地研修(受講生施設)  
**(人工呼吸器装着者の喀痰吸引については別途、演習が必要となりますので必ずお申込みください)**

4 日程及び会場等

地区	会場	1回目	2回目	3回目	定員
東部	聖隷 沼津病院 (沼津市)	2019年 5/10 5/15 5/20 5/24 5/29 5/31 6/3 <b>募集は締め切りました</b> いずれか1日受講 筆記試験 6/24 ◆基本研修補講日 6/21 ◆試験補講日 7/1 am ◆再試験 7/1 pm ◆基本研修予備日 6/17 (悪天候等で休講時)	2019年 9/13 9/18 9/20 9/25 9/30 10/1 10/7 <b>募集は締め切りました</b> いずれか1日受講 筆記試験 10/21 ◆基本研修補講日 10/18 ◆試験補講日 10/29 am ◆再試験 10/29 pm ◆基本研修予備日 10/16 (悪天候等で休講時)		各回 30名
中部	あざれあ他 (静岡市)  <b>※注◆は 西部会場で 実施します</b>	2019年 6/25 6/26 7/3 7/4 7/9 7/10 7/16 7/17 7/18 <b>募集は締め切りました</b> いずれか1日受講 筆記試験 7/30 <b>※注 ◆基本研修補講日 7/26</b> ◆試験補講日 8/7 am ◆再試験 8/7 pm ◆基本研修予備日 7/25 (悪天候等で休講時)	2020年 1/9 1/10 1/15 1/16 1/21 1/22 1/29 1/30 1/31 <b>募集は締め切りました</b> いずれか1日受講 筆記試験 2/12 <b>※注 ◆基本研修補講日 2/5</b> ◆試験補講日 2/20 am ◆再試験 2/20 pm ◆基本研修予備日 2/4 (悪天候等で休講時) <b>会場の都合で日程変更の可能性あります</b>		各回 30名
西部	聖隷研修 センター (浜松市)	2019年 5/21 5/22 5/28 5/29 6/4 6/5 6/11 6/18 6/19 <b>募集は締め切りました</b> いずれか1日受講 筆記試験 6/27 ◆基本研修補講日 6/21 ◆試験補講日 7/5 am ◆再試験 7/5 pm ◆基本研修予備日 6/20 (悪天候等で休講時)	2019年 8/27 8/28 9/4 9/5 9/12 9/13 9/18 9/19 9/20 <b>募集は締め切りました</b> いずれか1日受講 筆記試験 10/1 ◆基本研修補講日 9/27 ◆試験補講日 10/7 am ◆再試験 10/7 pm ◆基本研修予備日 9/26 (悪天候等で休講時)	2020年 2/13 2/14 2/18 2/19 2/26 2/27 3/4 3/5 3/6 <b>募集は締め切りました</b> いずれか1日受講 筆記試験 3/17 ◆基本研修補講日 3/12 ◆試験補講日 3/24 am ◆再試験 3/24 pm ◆基本研修予備日 3/11 (悪天候等で休講時)	各回 40名

5 受講料金(消費税10%込) ※10月1日より消費税率が変更となりましたので、ご注意ください。

■ 第一号・第二号研修 (基本研修及び実地研修)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受講料 82,500円</li> <li>● 賠償責任保険料 2,000円(非課税)</li> <li>● テキスト料 2,200円</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>※振込額86,700円</b></p>	その他費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本研修補講料 5,500円(別途徴収)</li> <li>● 演習補講料 8,800円(別途徴収)</li> <li>● 筆記試験補講料 5,500円(別途徴収)</li> <li>● 筆記再試験料 5,500円(別途徴収)</li> <li>● 他施設の指導看護師に対する謝金 11,000円/行為毎(別途徴収)</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>※その他費用については発生時にお振込みをお願いします。</b></p>
<p>■ 養成施設等の教育課程において医療的ケアの科目を修了している方(実地研修のみ)</p> <p>■ 第二号研修(実地研修)の一部又は全課程を修了している方(実地研修のみ)</p> <p style="text-align: center;"><b>※受講者が従事している施設等において実地研修を行うことができる方対象</b></p> <p style="text-align: center;"><b>(実地研修先のご紹介はしていません)</b></p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受講料 16,500円</li> <li>● 賠償責任保険料 2,000円(非課税)</li> </ul>		<b>※振込額18,500円</b>

【受講料助成制度】 第一号・第二号研修は教育訓練給付制度指定講座となっております。

6 申込方法

① 受講申込書に必要事項を記載し、下記郵送先まで郵送ください。【様式は <http://www.seirei.or.jp/hq/> からダウンロードできます。】

〒430-0946 浜松市中区元城町218-26 聖隷ビル 社会福祉法人 聖隷福祉事業団 人事企画部外部事業課 宛

**留意事項** ☞ 封筒の表に「**喀痰吸引等研修受講申込書**」と赤字で明記

☞ 別紙の2に該当する指導看護師の**正看護師免許証**のコピーを添付

※指導看護師変更時は必ずご連絡、変更される正看護師免許証のコピーをご郵送ください

☞ 別紙の4に該当する**認定証・修了証**のコピーを添付

☞ **実地研修に係る確認書**に必要事項を記載の上、添付

☞ 受講決定(結果)送付用封筒 **1通分(長形3号封筒(84円切手を貼付・受講者の住所氏名を記入))**

※送付用封筒につきましては各受講生毎としてください

② **※振込額 86,700円(税込)**を下記口座に振込をお願いします。※実地研修のみの方は**18,500円(税込)**です。

【振込先】 口座番号 遠州信用金庫本店 普通 1138353 社会福祉法人 聖隷福祉事業団 理事長 山本敏博

**留意事項** ☞ **受講決定通知到着後、指定期日までに受講生名義**にて振込をしてください。

☞ 振込いただいた受講料については**返金いたしません**のでご承知おきください。

7 申込及び振込期間 **2019年3月1日(金)～定員に達するまで**

〈別紙の注意事項も必ずお読みください〉

## 喀痰吸引等研修(第一号・第二号研修) 注意事項

ご記入いただいた内容は、本研修事業に関する手続きにのみ使用します。提出された受講申込書については返却いたしませんので、予めご了承ください。

## 1 申し込みに際しての確認事項

- (1) 同一施設でのお申し込みが、複数名の場合は申込書に**優先順位**をご記入ください。
- (2) **自施設(同一法人・関連法人等)**の、対象利用者数をご確認いただき申込書にご記入ください。
- (3) 同一法人・関連法人等の場合はサービス種別も申込書に明記してください。

## 2 研修について

## (1) 基本研修

講義及び演習(シミュレーター演習)を行い筆記試験での合否判定をいたします。

## (2) 実地研修

- 1) **自施設(同一法人・関連法人等)**において、実地研修を実施していただきます。
- 2) 実地研修は、**臨床等での実務経験が5年以上あり喀痰吸引等指導者講習または医療的ケア教員講習会の修了者に準じた知識や技術を有している正看護師の指導の下**、医療的ケアの必要な利用者に対し、**習得すべき行為毎の実施回数以上の実地研修を実施した上で、実地研修評価票の全ての項目について指導看護師が評価を行います。**【指導看護師は喀痰吸引等指導者講習または医療的ケア教員講習会を修了していることが望ましい。】

**留意事項** ☞指導については、(中央法規出版)介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト指導者用を参考にしてください。

## 3 研修の修了及び認定証の発行について

今回の研修の修了者に対して「修了証書」を交付します。

**留意事項** ☞実際にたんの吸引等の特定行為を行うためには、修了証書受領後、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けるため、県に申請を行う必要があります。

☞「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた介護職員等が、たんの吸引等の医療的ケアを行う事業者は、別途都道府県に「登録特定行為事業者」としての登録申請が必要です。

## 4 研修の一部履修免除者について

以下に定める者については一部履修免除等の適応となります。

- (1) 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成22年4月1日医政発第0401第17号 厚生労働省医政局長通知)に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者。  
(履修の範囲)基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」
- (2) 養成施設等の教育課程において医療的ケアの科目を履修した者。  
(履修の範囲)基本研修又は、基本研修及び実地研修(修了した行為に限る)
- (3) 喀痰吸引等研修(第二号研修)を修了した者。  
(履修の範囲)基本研修及び実地研修(修了した行為に限る)

## 5 受講決定までの流れ

